

岡山市陸域における海ごみの発生源調査業務委託 仕様書

第1章 総則

第1節 業務策定の目的

本業務は、岡山市（以下、「本市」という。）が指定する美化推進重点区域及びその周辺におけるポイ捨てごみの分布状況の実態を把握し、環境美化や海ごみ対策をより適切に進めるための基礎的なデータを得ることを目的とする。

第2節 仕様書の適用

本仕様書は、本市が行う「岡山市陸域における海ごみの発生源調査業務委託」に適用するものとする。

第3節 委託名

岡山市陸域における海ごみの発生源調査業務委託

第4節 委託期間

契約締結の日から令和8年12月25日（金）までとする。

第5節 業務管理

受託者は、業務管理にあたり、下記事項を遵守しなければならない。

- 1 業務の円滑な推進を図るために、十分な経験を有する技術者を選考し、配置すること。
- 2 専門的な知識と十分な経験を有する管理技術者を定め、業務の全般にわたり、技術的監理を行うこと。
- 3 本市と常に密接な連絡を取り、十分な協議を行い、業務に支障ないようにすること。
- 4 業務途中において、本市が中間報告を求めたときは、直ちに提出すること。
- 5 協議打合せ事項等の協議書を作成し、本市に直ちに提出すること。

第6節 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項は、第三者に漏らしてはならない。

第7節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、本市の契約約款に定める書類のほか、下記書類を提出するものとする。

- 1 委託業務着手届
- 2 業務責任者届
- 3 業務工程表
- 4 課税事業者届出書
- 5 委託業務完了通知書兼委託業務検査依頼書
- 6 その他必要な書類

第8節 引き渡し

受託者は、業務完了後、所定の手続きを経て本市の検査を受けるものとし、本業務は本市の検査の合格をもって完了するものとする。

第9節 疑義

受託者は、本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合、速やかに本市と協議し、本市の意向を踏まえて業務を実施すること。

第10節 成果品

受託者は以下のものを成果品として提出する。

- 1 報告書 各2部（初回調査、2回目調査）
- 2 上記に係る電子データ一式 各1枚（初回調査、2回目調査）

※電子データは、報告書データおよび報告書中に使用したデータ（ヒートマップ作成等に使用したGISデータを含む）をCD-Rに記録して提出する。

3 啓発用パネル 2枚 (B2版)

第2章 業務内容

第1節 調査業務

1 調査エリア

本調査は本市が指定する美化推進重点区域及びその周辺で行う。詳細な場所については本市の担当者と協議し決定する。

2 調査距離延長

1回の調査につき40kmの調査を行う。

3 実施時期および回数

本調査は令和8年5月または6月、令和8年10月または11月にそれぞれ1回ずつ行う。1回あたりの調査日数は1日とし、一部の指定するエリアについては午前7時まで完了するものとする。

第2節 分析・報告内容

本調査のデータを整理・分析した後、報告書を作成する。報告書には以下の内容を盛り込むこと。

1 調査の概要

調査目的、調査方法、分析方法

2 調査結果

ごみの分布、ごみの個数をヒートマップ、一覧表、グラフ等を用いて結果を報告すること。なお、調査するごみの種類は別表のとおりとする。

3 考察

ごみがあった場所のうち、特徴的な箇所を取り上げ、原因等の考察を行うこと。

4 今後の対策

調査結果、考察からポイ捨てごみの解消に効果が高いと思われる提案を行うこと。

第3節 報告書の作成

報告書及び電子データはそれぞれ調査終了から1か月以内に本市に提出するものとする。

第4節 啓発用パネルの作成

報告書の内容を基に啓発用パネルの作成を行う。掲載内容は本市の担当者と協議し決定すること。

第5節 イベントにおける事業説明

委託期間中に岡山市環境事業課が指定する環境イベントに参加し、本事業の説明を行うこと。参加回数は1回とし、時間は8時間程度とする。

別表 ごみの種類一覧

たばこ (1本)	たばこ (5本以下)	たばこ (6本以上)	たばこの箱	ライター
缶	ビン (透明)	ビン (色付)	ペットボトル	ペットボトルの蓋
新聞	本	段ボール	白色紙類	色付紙類
ビニール袋 (透明)	ビニール袋 (白色)	ビニール袋 (色付)	包装フィルム (透明)	包装フィルム (色付)
発泡スチロール	金属類	布類	木類	傘
ごみ袋 (不法投棄)	マスク	手袋	注射器	その他のごみ